



議案第十一号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十五年三朝町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一旭財産区の項中「一二〇、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改め、同表竹田財産区の項中「一五〇、〇〇〇円」を「一六〇、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。